

越谷市屋外広告物条例の一部改正（素案）について

～屋外広告物条例の適用除外への規制追加～

越谷市屋外広告物条例の一部改正に向け、市民の皆様のご意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

1. 意見の募集

- (1) 募集期間 令和元年10月21日（月）～令和元年11月22日（金）
- (2) 改定内容 平成29年12月の国交省通知を受け、屋外広告物の表示等が禁止されている地域内であっても、公共施設の適切な維持管理に資する取組等、公共上の理由がある場合には、広告物等の表示等が可能となる改定内容です。
(詳細は「2.改定案の詳細」をお読みください。)
- (3) 閲覧場所 越谷市ホームページ、情報公開センター（本庁舎2階）・各地区センター、建築住宅課
- (4) 提出方法
- ①電子メール：kenju@city.koshigaya.lg.jp
 - ②郵送・FAX・持参：下記提出先に郵送又はご持参ください。
 - ③提出先等：越谷市都市整備部建築住宅課
住所 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1
電話 048-963-9205（直通）
FAX 048-965-0948

- ご意見に対する個別回答はいたしません。
- 電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮ください。

2. 改定案の詳細

(1) 屋外広告物に関する国の動向について

平成27年4月1日に中核市に移行したことに伴い、越谷市屋外広告物条例を制定する際には、国土交通省が策定している屋外広告物条例ガイドライン(案)を参考にしました。

国において屋外広告物の規制に関する動きがあり、平成29年3月及び同年12月には、その広告料収入を公益上必要な施設の設置費や公共的取組等に充てることを条件に、禁止地域等であっても掲出できるよう、同ガイドラインの改正がありました。(※参考資料1)

また、観光先進国の実現や東京オリンピック2020の開催に向け、訪日外国人がストレスなく快適に日本を観光できるように、「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、その施策の一つとして、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージの設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化」が位置づけられています。(※参考資料2)

(2) 条例改正の内容

条例の規定により官公署等の禁止地域においては、公共目的以外の屋外広告物の掲出を禁止しています。但し、条例第8条で、禁止地域等の規制を受けない適用除外の屋外広告物を定めています。上述のような屋外広告物規制の運用の弾力化を図っていくため、同条の規程に、「公益上必要な施設又は物件であって規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの」、及び「法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるもの」を追加します。また、表示する広告物の種類ごとに設置基準を定める必要があります。

(3) 屋外広告物規制の運用の弾力化のメリット

官公署等での屋外広告物掲載事業を認めることにより、掲出者等から広告収入を得て、その広告収入を掲出物の設置費や維持管理費に充てることができ、新たな自主財源確保の手段の一つとなります。また、弾力化により新たな案内図板や掲示板等の公共設備を設置できるようになることは、市民生活の利便性の向上へと繋がります。

(4) 設置基準について

禁止地域の中でも官公署のような強い公共性・公益性を有する場所では、広告物の掲出については民間の模範となるよう留意しなければなりません。設置基準の策定については、禁止地域で掲出できる民間の自家用広告物の基準に準拠する形で策定します。**(※参考資料3)**

(5) 屋外広告物規制の運用の弾力化を図る上での留意点

上記設置基準のほか、街の美観風致のため、公共性・公益性を確保するために、「良好な屋外広告物を誘導するためのガイドライン」を策定し、周辺の景観と調和するよう誘導していく必要があります。**(※参考資料4)**

3. 施行時期

令和2年4月予定

国 都 景 歴 第 7 0 号
平 成 2 9 年 3 月 2 3 日

各都道府県、指定都市、中核市
その他屋外広告物条例制定市町村
屋外広告物担当部局長 殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長



屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について

近年、案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組がみられるところです。

また、観光先進国の実現に向け、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）が策定され、その施策の一つとして、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージの設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」が位置付けられています。

このような状況を踏まえ、各地域において、広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、屋外広告物条例ガイドライン（案）を別紙のとおり改正することとしました。

各都道府県・政令市・中核市等におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に対する、屋外広告物条例による規制の弾力的な取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

◎ 屋外広告物条例ガイドライン（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第十一条 1～6 （略）</p> <p>7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合には限り、第三条の規定は、適用しない。</p> <p>8 （略）</p>	<p>（適用除外） 第十一条 1～6 （略） （新設）</p> <p>7 （略）</p>

各都道府県、指定都市、中核市
その他屋外広告物条例制定市町村
屋外広告物担当部局長 殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長



屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について’

近年、民間が主体となった、良好な景観の形成、地域の魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動の取組が広がってきています。

こうした取組の課題の一つとして、安定的な活動財源の確保の問題があり、その対応策として、道路、公園、広場等の公共空間等において屋外広告物を掲出し、その広告料収入を道路・公園等の整備・維持管理や地域の活性化に資するイベントの開催など、公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てて財源を確保している取組がみられます。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日 閣議決定）においては、エリアマネジメントを推進する施策の一つとして、「エリアマネジメント活動の財源を確保する観点から、屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であってもエリアマネジメント広告の掲出を許可するなどの規制の弾力化」が位置付けられています。

このような状況を踏まえ、エリアマネジメント活動の安定的な財源を確保するため、屋外広告物の掲出による広告料収入を地域における公共的な取組の費用に充てるものについて、地方公共団体の長の許可により禁止地域等であっても掲出できるよう、屋外広告物条例ガイドライン（案）を別紙のとおり改正することとしました。（第11条関係）

一方、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）による屋外広告物法の一部改正（平成30年4月1日施行）の内容を踏まえ、屋外広告物条例ガイドライン（案）についても、田園住居地域を新たに禁止地域に位置付けることとしました。（第3条関係）

各都道府県・政令市・中核市等におかれましては、本通知の趣旨を踏まえ、屋外広告物条例による規制の弾力的な取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

◎ 屋外広告物条例ガイドライン（案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（禁止地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）</p> <p>一ノ二〇十五（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十一条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>157（略）</p> <p>8 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて知事が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合</p>	<p>（禁止地域等）</p> <p>第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）</p> <p>一ノ二〇十五（略）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第十一条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>157（略）</p> <p>（新設）</p>

9| に限り、第三条及び第五条（第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定は、適用しない。
(略)

8|
(略)

○ 屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五 条例ガイドライン案第十一条関係 1～9 （略）</p> <p>10 第八項の法人その他の団体については、特段の制約はなく、法人格についても、必ずしも必要ではない。具体的には、地方公共団体、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体のほか、任意団体等が想定される。また、地域における公共的な取組とは、道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資するイベントの開催等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとする。条例ガイドライン案第十一条第八項に基づく規則においては、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。</p> <p>11 （略）</p>	<p>第五 条例ガイドライン案第十一条関係 1～9 （略） （新設）</p> <p>10 （略）</p>

視点3.すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に**最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現**

- 世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施。
 - ・ 入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得
(2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大)
 - ・ 出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）
 - ・ 信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）
 - ・ 日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入
(2018年度以降早期の導入を目指す)
 - ・ 外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大
(入国時に提供された指紋情報を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討)
 - ・ 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る
- 出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、以下の取組を実施。
 - ・ 欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器（ボディスキャナー）を導入
(2016年度に成田・羽田・関西・中部に導入し、2020年度までに主要空港へ順次拡大)

民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

- 遊休不動産の活用や規制の改革等により、民間のまちづくり活動、都市開発を促進し、一体的にまちを再生・活性化。
 - ・ ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進
(宿泊施設整備の促進)
 - ◇ 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設
 - ◇ 古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対し、地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援
(観光バスの駐停車対策)
 - ◇ 待機ニーズとのマッチングにより空き駐車場等を「賢く使う」観光バス緊急対策

◇容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備

- ・公共空間に「稼ぐ」視点を導入

◇公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化

◇都市公園内に設置される民間施設からの使用料など収益を公園管理費に充当する
仕組みの構築

- ・都市公園の占用特例により、民間の観光案内所等の設置を促進
- ・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等の整備や拠点
駅及び周辺における統一的な案内サイン、バリアフリー化等整備への重点支援
- ・日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の
推進

キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応 ATM の設置促進を含む）

- 3メガバンクの海外発行カード対応 ATM について、従来、2020 年までに、
全 ATM 設置拠点の約半数で整備（計約 3 千台）する方針であるが、これの大幅
な前倒しを要請（2018 年中にその大半を設置）するほか、以下の取組を実
施。

- ・地方銀行も、既存の海外発行カード対応 ATM の設置状況も踏まえつつ ATM 設置を進め、
メガバンクの上記取組とあわせて、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地の
解消を目指す
- ・利用可能な ATM の場所について、JNTO ホームページによる情報提供を強化

- 2020 年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポッ
トにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末の
IC 対応」を実現することを含め、以下の取組を実施。

- ・先進的なサービス・決済等を提供できるプラットフォームを構築し、1 台の端末、カー
ド等で利用可能な仕組みを 2020 年までに社会実装するとともに、生体認証による個人認
証などについても普及を支援
- ・「クレジットカード取引セキュリティ協議会」（官民の約 40 事業者等で構成）において策定した
「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、必要な法
制上の措置（加盟店等におけるセキュリティ対策の義務化等）を検討

通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- 通信環境の飛躍的向上のため、以下の取組を実施。

- ・2020 年までに、主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計 29000 箇所（※））
に、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進（※）箇所数は今後さらに精査

官公署等において屋外広告物を設置する際の基準及び条件(案)

広告物の種類		基準
建造物利用広告	屋上利用広告	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から12メートル以下であること
		2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下であること。 ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。
		3 壁面から突き出していないこと。
	壁面利用広告	1 総表示面積は、10平方メートル以下であること。
		2 上端の高さは、軒高以下であること。
		3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないで表示し、又は設置しないこと。
		4 5メートル以上であること。
	突出し広告	1 総表示面積は、6平方メートル以下であること。
		2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。
		3 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。
4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から		
建造物から独立した広告	1 表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。	
バス停上屋利用広告	1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。	
広告幕(つりさげを含む。)	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。	
広告旗	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。	
	2 高さは、3メートル以下であること。	
	3 道路上に突き出していないこと。	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	袖(そで)付広告	1 縦の長さが1.2メートル以下で、かつ、出幅が0.6メートル以下であること。
		2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
	巻付広告	上端の高さが地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から1.2メートル以上であること。
貼り紙、貼り札及び立看板	1 貼り紙又は貼り札にあつては表示面積は1平方メートル以下、立看板にあつては縦(脚部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。	
	2 同一の場所又は物件に並べて表示しないこと。	
	3 貼り札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。	
置き看板	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。	
	2 上端の高さは、2メートル以下であること。	
	3 道路上に突き出していないこと。	
アーチ利用広告	1 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。	
	2 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。	
	3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。	
標識利用広告	表示面積は、0.5平方メートル以下であること。	

良好な屋外広告物を誘導するためのガイドライン（案）

1 目的

越谷市の行政財産等へ屋外広告物を掲載するにあたっては、街の美観風致のため、また、公共性・公益性を確保するため、本ガイドラインで示す事項に配慮しなければならない。

2 行政財産等への屋外広告物掲出に関する基本的な考え方

屋外広告物は、公共の空間において誰もが見ることができるという特有の性格を有しているため、長年、市民の不断の努力で築いてきた、共通の財産である良好な景観を損ねる可能性がある。また、官公署等の行政財産は、強い公共性・公益性を有する場所であり、中立性や公平性の確保が強く求められる地域であるため、見る人に不公平感や不快感を与えてはならない。

本市は、都市の良好な景観形成を図る責務を負っている立場でもあることを考慮し、行政財産等への屋外広告物掲出に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 公共施設への屋外広告物掲出にあたっては、その内容・種類を問わず、民間の模範となるよう、質の高い内容とすべきであり、広告物を掲出する際には、設置場所や盤面表示内容について、周辺の景観と調和し、質の高いものとする。
- (2) 屋外広告物を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献する等、質の高い景観を演出するための工夫を行なうものとする。
- (3) 地域において景観に係る独自のデザイン基準等を有している場合にはその基準に従うものとする。

3 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 越谷市屋外広告物条例第7条に定める許可を要するもので、財源確保を目的として設置されるもの
- (2) 行政財産等 本市が所有する行政財産（他に貸与していない普通財産を含む）

4 手続き

屋外広告物掲出の申請をしようとする者は、越谷市屋外広告物条例第7条に定める許可申請の前に、事前相談を行なうものとする。

5 屋外広告物の内容及びデザイン、設置等に関する基準

(1) 屋外広告物の内容及びデザイン、設置等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

①表記／デザインに関すること

ア. 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

a. 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

b. 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

イ. 公衆に不快感を起こさせるもの

ウ. 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

②景観との調和に関すること

ア. 美観や景観を損ねる恐れのあるもの

イ. 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

ウ. 景観計画や地区計画など独自の基準を定めている場合には、その基準に従うこと

③設置に関すること

ア. 施設の入り口や必要なサインを隠すようなもの

イ. 施設の名称表示を損なうおそれのあるもの

ウ. 複数の屋外広告物で敷地や建物の大部分を包囲するようなもの

エ. 壁面、地上広告などに、広告を複数設置する場合、その規模・寸法を揃えず、統一感を無視して設置するもの

(2) その他配慮すべき事項

①映像装置については、設置位置、大きさ、放送内容、期間、放送時間、照度、輝度、音量などについて、周辺の環境及び良好な景観に十分配慮するものとする

②照明は、点滅式のもの、著しく高輝度のもの等を避けるものとする

< 条例改正による設置例 >

1. 条例第 8 条 5 項第 4 号による設置例

(公益上必要な施設又は物件であって規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの)

■ 公共案内板 (さいたま市 土呂駅前広場)

※さいたま市は平成 29 年 12 月に条例改正



2. 条例第8条5項第5号による設置例

(法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるもの)

■イメージ図

